

弘前市農業集落排水処理施設の区域外流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市農業集落排水処理施設条例(平成18年条例第175号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、条例第2条第3号に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)外の区域から農業集落排水処理施設に汚水を排除する(以下「区域外流入」という。)場合の許可基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に該当する場合、区域外流入の許可をすることができる。

- 1 汚水を排除しようとする対象の土地が、原則として処理区域の道路に面していること、又は処理区域間に挟まれた道路に面していること。
- 2 汚水を原則として自然流下により排水処理施設に流入させることができること。
- 3 排除しようとする汚水の量が、排水処理施設の構造及び維持管理に影響を与えない範囲内であること。
- 4 排除しようとする汚水の水質が、条例及び関係法令等(以下「法令等」という。)の基準に適合しているものであること。

(許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、弘前市農業集落排水処理施設区域外流入許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- 2 区域外流入に当たり、申請者が排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設(これを補完する公共ます及び取付管等を含む。以下「排水施設等」という。)を設けるときは、弘前市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成22年弘前市企業管理規程第7号)第12条1項に基づく行為の許可申請書の写しを前項の許可申請書に添付して、管理者に提出しなければならない。

(許可の決定通知)

第4条 管理者は、前条第1項の規定により申請を受けたときは、内容を審査して、その適否を決定し、弘前市農業集落排水処理施設区域外流入許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(分担金の納付)

第5条 前条の規定により区域外流入の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、弘前市農業集落排水事業分担金条例(平成18年弘前市条例第176号)及び弘前市農業集落排水事業分担金下水道事業分担金条例施行規程(平成22年弘前市企業管理規程第8号)の規定に基づき、分担金を市に納付するものとする。

(工事の実施等)

第6条 使用者は、排水施設等並びに公共ますに接続する排水管及び排水渠(以下「排水設備

等」という。)並びに排水施設等の工事を実施するに当たっては、法令等の規定を遵守するものとする。

2 使用者は、前項の工事に要する費用を全額負担するものとする。

(完了検査)

第7条 使用者は、排水施設等及び排水設備等の工事が完了した後は、速やかに管理者に届け出て、その完了検査を受けるものとする。

(寄附)

第8条 使用者は、完了検査後は、速やかに排水施設等を市に寄附するものとする。

2 前項の規定による排水施設等の寄附に当たっては、工事に関わる設計内訳を管理者に提出するものとする。

(法令等の遵守)

第9条 使用者は、排水処理施設に汚水を排除するに当たっては、法令等の規定を遵守するものとする。

(変更等の届出)

第10条 使用者は、その排除する汚水の水量、又は水質に変更が生じたときは、その旨を管理者に届け出なければならない。排水処理施設の使用を廃止する場合も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下、「施行日」という)の前日までに、弘前市農業集落排水処理施設の区域外流入に関する取扱要綱(平成21年6月5日弘前市告示第271号。以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧要綱の規定により交付された弘前市農業集落排水処理施設区域外流入許可決定通知書は、施行日以後においても、この要綱に規定する証票とみなす。